

☆宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金☆

公共下水道へ接続する工事を行う方に対し、予算の範囲内でその工事費の一部を補助金として交付することにより、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁防止及び浄化を図ることを目的とします。

一連の申請手続きは別紙「宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金交付までのながれ」をご覧ください。

・補助対象工事

- 公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽またはくみ取り式便所を廃止して公共下水道に接続する排水設備工事
 - 処理区域内の低地帯において、公共下水道に接続するために汚水ポンプ等を設置する工事(仮設及び臨時工事は除きます)
- ※除害施設等の設置は対象工事となりません。

・補助対象者

- 宜野湾市内の補助の対象となる工事の建物の所有者で宜野湾市下水道条例第7条第1項に規定する宜野湾市上下水道事業管理者の確認を受けている方
- 国、県又は市の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない方。
ただし、「宜野湾市上下水道局水洗便所改造等資金融資あっせん及び利子補給規程」は除く。
- 補助金の交付を受けようとする方及びその方の属する世帯構成員全員が市税等を滞納していないこと。
- 補助金の交付を受けようとする方が水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。ただし、補助金対象建物を申請者以外が使用している場合は、使用者が水道料金を滞納していないこと。

・補助金申請書類

「補助金交付申請書(様式第1号)」に以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 補助対象工事の見積書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象工事の着手前の写真
- (3) 下水道排水設備計画確認通知書の写し
- (4) 住民票謄本(続柄の記載があるもの。本籍、マイナンバーは記載なし)
※所有者が法人等の場合は履歴事項全部証明書
- (5) 市税等の完納証明書(世帯全員分)
- (6) 資産(土地・家屋)証明書
- (7) 建物の所有者の名義が共有である場合は、
「共有名義に係る委任状(様式第2号)」

- (8) 非課税世帯での申請をする場合は所得課税証明書(世帯全員分)
- (9) 建物の所有者が共有名義である場合は、当該所有者に係る(4)及び(5)の書類、また、非課税世帯で申請する場合は(8)の書類
- (10) 低地帯で共同設置での申請をする場合は、当該家屋の各所有者に係る(4)及び(5)の書類並びに「低地帯かつ共同設置に係る委任状(様式第3号)」
- (11) その他宜野湾市事業管理者が必要とする書類

※補助金申請の受付は当該年度の9月末迄となりますが、予算には限りがあります。

※工事の変更時には別で手続きが必要となりますので、その都度お問合せ下さい。

※工事完了後はご自身で指定店にお支払いして頂く必要があります。

・補助金実績報告書類(完了時)

「補助金実績報告書(様式8号)」に以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 補助対象工事に係る支払い領収書及び内訳書の写し
- (2) 検査済証の写し
- (3) 補助対象工事に係る工事状況の写真(着手前、施工中、完了後)
- (4) 管理者が特に必要と認める書類

※実績報告書の提出は当該年度の12月末迄に提出する必要があります。

補助金の額

| 対象物件 | 区分 | 補助額 |
|---|-------|---|
| 合併処理浄化槽、 単独処理浄化槽 又は、くみ取り式 便所等を設置して いる建物 | 課税世帯 | 当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助額が20万円を超える場合は、20万円を限度額とする。 |
| | 非課税世帯 | 当該工事費の85%を補助額とする。 ただし、当該補助額が30万円を超える場合は、30万円を限度額とする。 |
| 低地帯であるため、ポンプ等の設置が必要な建物 | 単独設置 | 当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助金の額が30万円を超える場合は、30万円を限度額とする。 |
| | 共同設置 | 当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助金の額が50万円を超える場合は、50万円を限度額とする。 |

※下水道への接続工事完了後は水道料金と同時に下水道使用料が発生します。